

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年3月3日（水） 開会時間 午前10時 1分
閉会時間 午後 0時 6分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員 皆川 巖 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一
猪股 尚彦 渡辺 淳也 向山 憲稔 土橋 亨
飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議 題 県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

会議の概要 まず、2月15日の本特別委員会において要求した資料が執行部から提出されたため、執行部からその資料についての説明を受けた後、質疑を行った。
次に、本特別委員会の調査期限について、県有地の貸付に関する調査及び検証が終了するまでとし、閉会中もなお継続して調査及び検証するものとして、要求書を議長あてに提出することが決定され、その提出については委員長に委任された。

主な質疑等

保坂行政経営管理課長 資料要求1につきまして御説明をさせていただきます。右上に2月15日資料要求1と書いてある資料をごらんください。

要求の内容ですが、6,600万円の調査業務委託について、見積書提出前の令和3年1月7日に契約金額を確認し、財政課と懸案事項協議を行い、「人第3023号予算流用及び内示について」を起案・決裁している。いつ、誰からどのような指示があり、庁内及び足立弁護士といつ、どのようなやりとりを行い、契約内容及び契約金額を定めたのかがわかる資料を提出されたいというものでございます。

まず、昨年令和2年12月25日、県議会において和解議案の継続審議が決定されました。それから、12月26日、知事から、訴訟継続の可能性が高くなり、訴訟継続する場合、2月12日の準備書面を提出することとなることから、体制を速やかに強化すること、足立弁護士と相談することについて、指示がございました。12月28日、足立弁護士に概算額の提示依頼を行いました。12月29日、足立弁護士から計16万円掛ける400時間、6,000万円との連絡がございました。

それから、年が明けて、令和3年1月4日から1月6日の間に懸案事項説明書

の検討、契約書の検討、出納局との事前調整を行いました。令和3年1月7日、懸案事項説明書作成・協議を行い、それから、予算流用及び内示について起案・決裁を行いました。

市川総務部長 続きまして、資料要求2、飯島委員からの求めがありました資料について、御説明を申し上げたいと思います。

既に撤回をお認めいただきました11月定例県議会におきまして提出いたしました第120号議案、そして第121号議案の提案理由につきまして、審査の中で総務部長の発言にあった「わかりやすい提案理由」を書面で提出されたいということでしたので、実際のところ、答弁をそのまま紙に落とした格好になりますけれども、資料としましては、第120号議案も第121号議案も同じ提案理由になってございますので、こちらを書かせていただいております。そのうちの下線部のところについて、よりわかりやすい表現として、このような、「裁判手続において裁判官の関与のもとに和解に向けた協議があったので」という形としていけば、よりわかりやすいものになっていたのではないかと、ということをごさいます。反省の弁を先日の委員会でご述べたところでございます。

小沢県有林課長 資料要求3について、御説明をさせていただきます。

要求内容につきましては、足立弁護士への調査業務委託は極めて長大な歴史的経緯があることに加え、関係資料も膨大とのことであるが、どのような資料があるのか、項目を一覧表にして提出されたいとの要求でございます。

お配りしました資料のうち、A4の横版、ホチキスどめの資料。資料名が「検証委員会に係る足立弁護士への提供資料リスト」でございます。3月2日時点の資料名を記載しまして、備考欄に資料の内訳を示しております。資料が100ページほどになりますので、2ページ分を1枚に印刷してございまして、例えば、この1枚目をごらんいただきますと、表の下の欄外に数字があります。1ページと2ページをこの1枚に印刷をしているものでございます。また、両面印刷とさせていただきますので、2枚目が3ページと4ページと、このような構成となっております。

内訳欄の記載についてですが、1資料が1行というのを基本としまして、区分が必要な場合には便宜上、アルファベットあるいは数字を付記しております。例えば、1ページの上から3行目をごらんいただきたいと思っております。資料名が「貸付関係書類（年度毎）」であります。この備考欄を見ていただきますと、平成20年度の関係書類、これは2種類ありまして、区分する必要があるとので、A、Bとアルファベットを振っております。

保坂行政経営管理課長 続きまして、資料要求4と右上に書いてある紙をごらんいただきたいと存じます。

和解案に記載されている県が設置するとしている検証委員会と、令和3年2月1日山梨県告示第22号の住民訴訟に係る検証委員会の違いを整理し、書面で提出されたいというものでございます。

まず、和解案に記載されている県が設置するとしている検証委員会ですが、和解条項に基づき、和解条項に規定されている調査事項を調査するもので、適正賃料のあり方や県に損害賠償を行うよう求められた対象者の責任の有無や請求額等について詳細に調査する「第三者委員会」的なものを想定しております。

参考で、第121号議案の抜粋を載せさせていただきました。和解条項(1)被告は、原告に対し、原告が本訴を提訴したことを重く受けとめ、山梨県庁内で公正な検証委員会を設置して、平成29年以降現在に至るまでの本件各土地の適

正賃料、本件貸付に係る過去の各知事に対する損害賠償請求権の有無、本件貸付に係る補助参加人に対する損害賠償請求権または不当利得返還請求権の有無などについて、真摯に調査することを約束する。

続きまして、告示の部分ですが、令和3年2月1日付、山梨県告示第22号の住民訴訟に係る検証委員会ですが、甲府地方裁判所において係争中の住民訴訟の被告たる県として、裁判で主張すべき内容を正確に確定することを通じて、今後の県の主張立証を補充することを第一の目的に設置となっております。加えて、未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方を提言となっております。

続きまして、資料要求5と右上に書いてある資料をごらんいただきたいと思えます。

これまでの県の顧問弁護士との契約と、現在の足立弁護士と契約している顧問契約（訴訟に関する調査業務委託を含む）は、契約の仕方と契約に含まれる業務内容が異なるようである。それぞれの顧問契約等の考え方や契約内容の違いを整理し、書面で提出されたいというものでございます。

左側の枠にこれまでの県の弁護士、右側に足立弁護士ということで整理してあります。まず、形態ですけれども、これまでの県の弁護士は、県の特別非常勤職員となっております。地方公務員法第3条第3項第3号に規定されているものでございます。一方、足立弁護士は顧問契約及び訴訟委任契約という形態で業務を行っていただいております。

それから、支払い方ですが、これまでの弁護士は顧問弁護士業務及び訴訟委任業務をあわせて月額定額で報酬をお支払いしております。例として、月額46万5,000円となっております。

一方、右側の足立弁護士については既に御説明しているとおり、顧問弁護士業務として、税抜きになりますが、月額20万円、報償費で支払い、訴訟委任業務として、月額20万円、報償費で支払うということになっております。

下の米印ですけれども、今回の住民訴訟においては、事案の規模や争点の困難性から複数の訴訟を担当させる慣例に従わず、この住民訴訟のみを担当する弁護士を選任しているところでございます。

渡辺委員 資料提出いただきました資料要求1について、質問させていただきます。

まず、令和2年12月26日に知事から足立弁護士に相談することについて指示があったとありますけれども、これは知事からどなたに対して、指示があったのですか。

市川総務部長 私宛てに電話で指示がございました。

渡辺委員 この指示の内容についてですけれども、先日の委員会でも申し上げましたが、2月12日の準備書面を提出することになることから、ここには記載されておりますが、この準備書面の内容で求められているものは、過去の歴代知事の故意過失、または補助参加人の故意過失についての資料を12日までに求められているわけですが、それより以前に、この前の第12回口頭弁論調書に記載されているとおり、本来これは12月17日までに裁判所に提出を求められていた準備書面であります。ですから、ここで体制を強化するのではなく、もし体制を強化するのであれば、その時点で、この第12回口頭弁論に臨む前に体制を強化すべきだったはずですが、なぜこのタイミングだったのですか。

市川総務部長 私どもの考えというか、気持ちというかを申し上げさせていただきますと、やはり、11月定例県議会でお諮りしておりました和解議案については、最後の最

後まで議員の皆様には何とか御理解いただきたい、御理解いただけるもの、ということ而努力をしておいた状況でございました。そういったことから、和解がお認めいただければ、訴訟はその時点で、和解議案の中にもありますように、原告は取り下げるということにもなっておいたので、そういったことで状況は若干違うかと思っております。

渡辺委員

状況は全くかわってないと私は考えています。なぜならば、訴訟は常に継続中であって、和解できるか否かはまさに県と原告との間、県は議会の議決がなければ和解できないですから、できるかできないかはわからないので、訴訟を継続することを前提に、顧問弁護士である足立弁護士と相談して、これについては準備を進めるべきだったと、私は考えています。それとはまた別の理論として、和解に向けた議会に対する説明も行っていくと。両方継続して、やるべきだったと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

市川総務部長

私どもといたしましては、やはり、その和解がお認めいただける場合と、そうでない場合ですと、我々どもの業務のスケジュール感は全て変わってくるようになると思います。先ほどの答弁の繰り返しにはなってしまいますけれども、やはり、そのときは和解案を何とかお認めいただければ、訴訟とは違ったスケジュール感で、今後いろいろな事務事業の計画を立てられることになるわけですが、訴訟が継続することがほぼ決定的になって、限られた時間の中で膨大な資料を精査しながら訴訟を迫っていくということでは、そこは我々の業務体制もやはり違うものがあるのかと。

もちろん、議員御指摘のいろいろなことを想定しながら、全て並行的にやっつけていかなければいけないところではあるのですが、ただ、現実問題は11月定例県議会においては、議会からもいろいろ御指導いただきながら対応していたところもありますので、そういった事情も御配慮いただければと思います。

渡辺委員

皆様方が議会对応で大変苦勞されていたことは承知しますが、一方で、足立弁護士は県の訴訟代理人として、その責務を果たさなければならない立場にあります。皆さん方は議会对応で苦勞されている。ただ、それとは一方で、皆様方から訴訟を委任されている足立弁護士は、この訴訟を、県の意向を反映して、県の思うとおりに進めていかなければならない責務があったはずで、それにもかかわらず、この第12回の口頭弁論のときには、結果的に、足立弁護士はこの歴代知事の故意過失あるいは補助参加人の故意過失の準備書面を提出することができず、裁判所の心証を悪くしています。これは県にとって、今後のこの訴訟への大きなマイナスになっていくはずで、そのことについて、やはりここで、体制を強化しなければならないのであれば、しっかりそこで、県の立場として、この訴訟を継続することをしっかり考えて、視野に入れる中で、検討を進めていくべきだと足立弁護士にそう願うべきだったと、私は思いますけれども、足立弁護士との対応についてはいかがですか。

市川総務部長

今回、検証委員会を立ち上げる。そして、その検証のための調査をすることにもつながってまいりますけれども、いざ実際、2月12日に提出いたしました準備書面しかり、今後また訴訟の中で提出していく準備書面しかり、いずれにしても、訴訟の中できちんと県としての主張を展開していくためには過去の膨大な資料を調査する必要があったのは事実でございます。

そういったことから、このタイミングとしましては和解の議案がお認めいただけなかったところから、体制を強化する必要があったということでやらせていた

だいてございます。その以前の話については、もちろん県の訴訟代理人でありますので、やはりそれは和解案を何とかお認めいただけるようにいろいろ努力するというので、実際のところは私どもが和解案をお認めいただけるように、議員の皆様にご答弁さしあげる際に、いろいろな内容について法的にチェックをするなど、実際にはかなりの仕事をやっていただいていたのは事実でございます。

そういった中で、繰り返しにはなりますけれども、裁判で、県としての主張を展開していくためには、やはり膨大な作業が必要になると考えてございます。

渡辺委員

訴訟代理人である足立弁護士は、膨大な作業量があつて大変だったという話を承りましたけれども、そうであれば、この、要は第12回、この前の過去の知事の故意過失の、あるいは補助参加人の故意過失の主張の補充を求められたときに足立弁護士が、僕はわからないですけど、オーバーワークになる。なかなか対応できないのであれば、そこで、例えば人をふやすとか、体制を整えるとか、訴訟を継続できる体制、議会に対して和解を認めていただけるように努力する体制を訴訟代理人と話をして、両面できるような体制をしっかりとこの時点で。結局、準備書面の提出ができなかったわけですから。そうすべきだったと私は思います。体制の強化の問題は、もっと前にやるべきだったのではないですか。足立弁護士が両方ともできないのであれば。

市川総務部長

現実のところ、実際に体制を強化するためには今回、まさに御議論の対象にもなっておりますように、相当程度の経費がかかるということは、その時点ではもちろん、金額はわかりませんでしたけれども、やはり、県の体制だけではなかなか難しいということではございました。

そうした中で、やはり、和解案をどれだけお認めいただけるかとのバランスになってこようかと思えます。万全の体制で常に臨むべきだということは、もちろんわかりますけれども、やはりそれはそれでありつつも、行政としては和解案がお認めいただければ、また別のスケジュール感で、体制もそんなに短期的に集中強化するようなこともないことも考えられますから、万全の体制という御指摘はわかりますけれども、そこはバランスもあるのかなと思っておりますので、何とか御理解いただければと思っております。

渡辺委員

ですから、要はさきの11月議会に体制を強化して、こういう体制でいきます、予算がこれぐらいかかります、議会に御議決くださいという提案をその時点でされるべきだったのではないのですか。そうすれば、流用することもなく、議会で審議をいただいた中で体制を強化して、和解なのか、訴訟継続なのかも含めて、万全の体制がとれたのではないのですか。予算計上もできて、執行もできて。いかがでしょうか。

市川総務部長

繰り返しになってしまいますけれども、今の御指摘については、どうしても私どもの立場としては、和解案がベストの案ということで、議会の皆様にご理解いただきたいという、この一心でございましたので、その時点での対応としては、和解案を前提として、当時は対応させていただいたというのが事実でございます。

渡辺委員

繰り返しになってしまうので、私としては、今の答弁をお伺いして、県としてはもう、こういう言い方は適切かわかりませんが、とにかく和解が大前提だったと受けとめさせていただきました。住民訴訟における和解が果たしてよいものかどうかは、いろいろな議論があるところで、私も決して納得したわけではありませんが、せつかく提出されたこの資料もありますので、進めさせていただきます。

12月28日に足立弁護士に概算払いの提示依頼をされていますよね。これはどういう内容で、足立弁護士に6,600万円のいわゆる見積もりをお願いしたのか、まずお伺いします。

市川総務部長 28日に足立弁護士に提示依頼をしたのは私ですから、御答弁申し上げます。まさに26日の知事からの御指示を踏まえ、すぐに足立弁護士に対して、今後、体制を強化する中で、一定程度膨大な、過去の知事を初めとした裁判所から求められている県としての主張を固めることに加え、未来の話も含め、多くの作業が発生してまいります。これについて、訴訟代理人ということももちろんありますので、足立弁護士にお願いしたいということで話をしました。

その時点では、私も電話の内容で、記憶の範囲でしかありませんけれども、タイムチャージでやることは前提の上で、そうしますと、実際のところ、弁護士のタイムチャージの相場観について、その時点では確たるものはないものの、一定程度の、私も知識というか、常識的なところはありましたので、そういったことからタイムチャージ等を鑑みて、概算価格を出していただきたいと。もちろん、県としてもできるだけ安くお願いしますという。数千万ぐらいはかかるのかなというところはやりとりの中ではあったと記憶していますけれども、その時点ではとにかく安くお願いしますと言って、足立弁護士のほうからも、わかりました。そこは少し考えて、追って連絡しますというやりとりがありまして、28日の依頼は終わったところでございます。

渡辺委員 後で聞こうと思いましたが、タイムチャージを何ゆえ採用しようと思ったのかは私は不可解なところが常々あって、確かに知事も御答弁されているように、弁護士を、しかもトップクラスの方をタイムチャージで使えば、もしかしたら、時給10万円の方もいらっしゃるかもしれない。10万以上の方もいらっしゃるかもしれない。そういう意味合いではもしかしたら、5万円は比較的安いという話なのかもしれませんが、そもそもそこではなくて、タイムチャージをすれば、弁護士をタイムチャージで、時間で拘束して使えば、それは高いはずですよ。

ですから、我々も弁護士にお願いするときは、事案ごとにまず、着手金を払い、成功報酬で払い、という契約をします。県は、予算が膨大にならないように、今までそういった月額契約を別途結んで、訴訟に当たってもらっていました。それが一般的で、タイムチャージを前提にすれば、金額が膨大になることは火を見るよりも明らかだと思います。何ゆえ、例えば、業務委託契約の仕様書に基づいた一個一個の金額に基づいて足立弁護士にお願いするなどせず、タイムチャージが前提になったのですか。

市川総務部長 弁護士に作業をお願いする以上、弁護士に対する報酬の支払い方として、タイムチャージというのは通常あるものですから、それを前提にさせていただいたということでございます。

渡辺委員 ありますけれども、通常そんなに使う人はいません。それも、足立弁護士の見積書によれば、膨大な900時間にも及ぶ作業量のものを。そういったものをタイムチャージでお願いすることは、通常、考えられないと思います。そんなにかかるのであれば、違う話をしたほうがよかったですのではないですか。

市川総務部長 違う話というところがちょっとわかりかねるところもありますが、ただ、やはり、この調査を委託するに当たって、本事案、すなわち住民訴訟についての経緯や実情を最も深く理解していただいている足立弁護士に、徹底した事実調査です

とか、証拠評価、あるいは高度な法令の運用解釈など、作業量としては非常に膨大となります。こういったことを考えますと、やはり、この訴訟代理人である足立弁護士に相当の対価をお支払いした上で、県としては調査をお願いしたいと考え、話を進めたところでございます。

渡辺委員 業務内容ありますよね、契約書に添付されています。これを一個一個、県として精査して、これには大体幾らかかって、これには大体これぐらいかかるであろうということを想定して、総額で、足立弁護士に金額を御相談すべきだったのではないですか。タイムチャージではなくて。私はそういうふうに出る質問、申し上げましたけれども、違いますか。

市川総務部長 今、お手元にあります仕様書の内容は、これまで原告のほうからも指摘されてきた問題ですとか、県としては当然、検証していかなければいけない、その検証のために必要な調査であるということでしたので、私が依頼した時のタイミングにおいては、一つ一つは言うてはおりませんが、その依頼に当たってはそういった作業を前提とした形での依頼にはなっております。これまでの過去の訴訟の経緯からしてみれば、今、仕様書に書いてあるものはもちろん、訴訟が終わった後の未来の話もございしますが、そういったことも含めて、私ども県として、やっつけなければいけないという認識は共有しておいたものですから、そういったことを鑑みた上で、作業量として、相当な時間数が発生するというところで、弁護士から時間数も含めて示されたという理解しております。

渡辺委員 よく言うじゃないですか。大切な公金である予算をいかに、最小限の支出で、最大限の効果を。そういうことで、依頼するとき、県としてしっかり、どういったことを依頼するのか、弁護士に話さなければ、弁護士も業務ですから。しかもこれは、膨大になることが想定されていますから、それは高くなります。そこを何とかして、支出を抑えていくのが皆さん方の責務だと思います。内容も定まってありませんでした。28日っていうのも。それもやむを得ないのかもしれない。時間が少なかったですから。ただ、私はさきに申し上げましたように、これはもっと以前にやるべきだったと思っていますので、時間がなかったのは言いわけだと、私は思っています。28日の足立弁護士にお願いする時点で、これがなきゃおかしいはず。それも数千万単位のお金を支出するわけですから。タイムチャージを前提に話を進めたことについて、今の答弁では納得がいかないです。

さらにその後、足立弁護士から、16万円の400時間で計6,000万円という連絡がありましたよね。29日、次の日ですよね。総務部長がこの、全部ではないにしても、大筋の概要をお伝えして、次の日に足立弁護士から連絡があった、この16万円の400時間というのは、足立弁護士の見積書とは時間も違いますよね、単価も。でも、金額は一緒で、6,000万円。これはどういう組み立て方ですか。

市川総務部長 その時点では再委託の弁護士の人数というのは、契約書時点と若干、異なっていたものですから、結果としては作業量やそれぞれの単価をかけたものとして、税抜きで6,000万円ということで、変更はございませんが、年末にいただいたときの再委託の人数が、最終的な契約書とは違っていたということでございます。結果としては、作業量的には同じ6,000万円ということになっておりますけれども。

渡辺委員　　じゃあ、6,000万円というのは足立弁護士の中では固まっていたということですね。あとはそこにたどり着く経緯が何人、弁護士に再委託するのか、あるいは自分1人でやるのかはともかくとして、28日時点で、総務部長がこの正確なものではない、概要を御説明したところ、足立弁護士は6,000万円ですと。別に誰を何人使って、時間がどのくらいとか関係なく、とにかく、6,000万円ですという話をされたってことですね。そこから交渉等しなかったのですか。こんなにかかるって、びっくりしたと思います。今まで月額20万円、月額40万円に消費税でやっていたものが、3カ月で、いきなり6,000万かかりますと。確かに和解ができなくなったこともあったでしょう。ですが、足立弁護士が訴訟代理人を受諾したときから、この訴訟に追行しているわけですから、内容は御承知だったはずですよ。それが突如として、月40万だったものが、3カ月で6,000万になったときに驚きを感じ得ないと思います。交渉はしなかったのですか。

市川総務部長　　先ほど申し上げたとおり、そもそも依頼に当たって、少しでも安くということはお願ひさせていただきました。その上で、相手のある話でもございますので、足立弁護士のほうから、努力したというか、一応、御指摘も踏まえて検討した結果として、こちらでございましたと御連絡があったものですから、それを前提に年明け以降の作業を進めさせていただいたところでございます。

渡辺委員　　このとき、29日に連絡があったときに、再交渉の意図はなかったということですか。6,000万円と掲示されて、事前に、28日なのか、それ以前に、県としては足立弁護士になるべく安くしていただきって言ったから、もはや、足立弁護士から連絡があったその金額はもう交渉はできないと、そういう認識だったのですか。

市川総務部長　　相手のある話なので、どこまで値段交渉するのかということで、もちろん、委員御指摘の公金を使っている以上、少しでも安くというのは、本当によくわかっているつもりでございます。だからこそ、私もそういう努力はしたつもりではありますけれども、値段交渉に要する時間も含めてありますし、何より、タイムチャージで実際の積算を出されて、一定程度、金額が出てきている以上、あとは契約書の中で、うまく整理することができないのかということで、むしろ具体的な年明け以降の作業においては、最終的に3月31日、契約期間終了後に精算して、それほどかからなかった場合にはお返しいただくことも、念頭に入れながら作業を進めさせていただいたところでございます。

渡辺委員　　要は最初に、多分12月29日が足立弁護士からの金額提示の最初であって、結果的に最後まで6,000万円だったということで、一步も動かなかった。その積算根拠はそれぞれ違いますが、最初の足立弁護士の提示と、見積書の積算根拠は違いますが、結果的に金額が同じだったということで、私はもう少し、何とかできたのかなと思います。タイムチャージを前提とするのではなくて、違う契約形態で見積書を出してもらって、それこそまさにこの時点で、これをしっかり定めておいて、これについて、それぞれ幾ら幾らでやってもらうという話ができただけではないかなと私は思います。

そして、今、もしかしたら足立弁護士が実績に応じて、返却があるかもしれないという話。そういう前提、概算払いですから。ただ、本会議の答弁等を聞いていますと、そうであれば、もし返してもらうことができるのであれば、今、業務管理をして、既に1月8日から1カ月半がたっています。今、この足立弁護士の

最終的に出してきたこの900時間、時給5万円、もう一人の弁護士200時間、時給5万円、167時間、時給3万円。この進捗状況を少なくとも把握して、足立弁護士と協議して、どれぐらい消化していますかと。最終的にはどれぐらい返却いただけますかという話をすべきだと思っていますけれども。ただ、本会議を聞いていますと、実際は、成果物である報告書で判断するという趣旨の話があったと思います。それでは返ってこなくなってしまうのではないですか。しっかり管理しなきゃ、まずいのではないですか、その辺はいかがでしょうか。

保坂行政経営管理課長 業務委託につきましては、最終的に仕様書に基づいた報告書をいただくことになっているのと、それからあわせて、最終的に、実績報告書を項目ごとに積算根拠を示していただいた上で報告をして、精算を行うこととなっております。

それから、足立弁護士とは日々連絡をとってございまして、この調査業務委託につきましても、どういうふうこれから進めていくかについて、連絡をしながら進めておりますので、どこまで今、進んでいて、これからどうしていくかについて打ち合わせをしながら、進めているところでございます。最終的には業務成果の報告書と、それから実績報告で精算をしていきたいと思っております。

渡辺委員

一般的な、私の知る限りの業務委託契約は、日々の日報管理をして、それぞれ、役所の方に立ち会ってもらって、現況の写真を撮るとか、資料を作成するとか、そういったことの積み重ねで最後に、概算払いなんてことはありませんから、完成検査を受けて、金額をいただくということですが、足立弁護士と先ほど協議をされたり、連絡を取り合っているとおっしゃられましたが、それを裏づける、しっかりと足立弁護士が、別に疑うわけではありません。足立弁護士がしっかりとこれについて業務を進めていただいていることを最終的に議会に対して、御理解いただく形で、納得できるような資料は当然、整えていらっしゃるよ。何月何日時点、最終時点、中間時点、そういったことも含めて。

保坂行政経営管理課長 この6,600万円の業務委託につきましては、最終的にこの検証委員会につながる調査、それから準備書面にもつながる調査となっております。その調査業務についての成果は、検証委員会に諮られるものですから、検証委員会というのは附属機関に位置づけられております。しかるべき時期に検証委員会の内容は公表することにもなっております。どういうことを議論して、どういう成果があるかについては、しかるべき時期に公表するように対応していきたいと思っております。

渡辺委員

そうであれば、なおさらこの見積書は、こういう形式であるべきではないと思います。これを見れば、この見積書に合わせた形で進捗されているだろうということしかわからない。時間を何時間消化したのか。それがどういう形で消化されているのかを見ていく必要がある見積書ですよ。今、保坂課長がおっしゃるような検証委員会に提出すべきもの、準備書面に反映させるものが、一体それに幾らかかって、幾ら作業したのかが見えてこなくなってしまうと思います。ですから、概算払いをしている以上は、これは後から払うのであればまだしも、もう既にお金を渡してしまっている。そして、余ったら返してもらわなきゃならない。そうであるならば、本来もっときめ細かにやらなきゃならないものを、準備書面をつくったから、あるいは検証委員会に反映させていきましたからという説明では、議会は恐らく納得しないと思います。いかがでしょうか。

保坂行政経営管理課長 先ほど申し上げた成果に反映されるのと同時に、委託業務の実績報告書を最終的に出していただくこととなっております。その実績報告書にはどういふことをやって、それがどれだけ時間をかけて、積算根拠がどういうものなのか、時間で御報告をいただくことになるとは思いますけれども、そういう積算根拠を示していただいた上で、実績報告書をいただいて、最終的に委託料の精算を行うこととなっております。

渡辺委員 そういった報告書は、最終的に、一括して出てくるのでしょうか。3カ月分などで出てくるのでしょうか。それとも既に1カ月ごととか、1週間ごとにそういったものをお出しいただいて、精査しているのですか。どちらでしょうか。

保坂行政経営管理課長 月ごと、週ごとに報告をいただくものにはなっておりません。最終的に報告をいただくこととなっております。

渡辺委員 それではなおさら、この見積書の業務管理ができないと思います。この金額であれば、概算払いをしているわけですから、そこは県としてしっかりと、一体今、幾ら消化されているのか、日々管理してほしいぐらいです。ちょっと管理も納得がいかないですけれども。

最終的に1月4日から6日までの間に検討をして、懸案事項説明書を7日に作成するに当たって、この見積書にはないですけれども、今までの足立弁護士との協議の中から、消費税を入れて6,600万円で、内容は、仕様書は、こうでというように、どのようにして最終的に決められたのか。どんな会議で、誰が参加されていて、どういう経緯があって決められたのかをお伺いしたいと思います。

保坂行政経営管理課長 実際の契約につきましては、私の課で対応させていただきました。年末にこの税込み6,600万円の契約について、事務的に詰めるという指示を受けまして、年明けからまず懸案事項説明書、つまり、予算の流用について財政課と人事課と話を進めるのが一つ。それから、実際の契約書の中身。既にお渡ししている契約書をどういうふうに詰めていくかということで、それから仕様書の中身についても、年明け早々から詰めさせていただいております。それがこの提出された資料にある4日から6日の期間で、契約書については出納局と事前に相談をして、契約として問題がないように調整しました。そして、最終的に7日付で懸案事項説明書の協議、予算流用をしていただいたという流れで対応させていただきました。

渡辺委員 最終的にどういう形で決定されたのですか。この起案に至るまでの最終決定はどうなっているのですか。

保坂行政経営管理課長 最終的な決定につきましては、知事までの決裁になっております。それについて、総務部長の代決で最終的に決裁を受けております。これは予算流用ではなくて、この6,600万円の支出についての最終的な決定はそういう形になっております。

渡辺委員 その内部的な資料はあるのですよね。支出負担行為伺いのおり支出してもよろしいか、といういつもの会計書類はありますよね。

保坂行政経営管理課長 はい、ございます。

渡辺委員

あとで会計書類を資料要求したいと思います。

続いて、流用してやっているということですが、先日いただきました流用伺いの中では、最初に私が申し上げた時には、総務部長は、既定の予算の範囲で、議決いただいた予算の範囲で、流用をさせていただきましたと答弁があって、それはどこですかと聞いたら、総務部の総務管理費の中で流用しましたと。じゃあ、流用伺いを提出してくださいと私が言って、これが出てきて、開けてみると、確かに総務部の総務費の総務管理費の中の一般管理費の職員給与費等から、同じく総務費の総務管理費の中の訟務管理費に流用がされていると、6,600万円と、説明を受けました。私はそれを聞いたときに、恐らく人件費が余っていたから、ここから流用をしたのだろうと。本年を通じて、人件費がこれぐらい余るから、それを流用しよう。もちろん、目間流用は認められていることは承知していますから、そういった形で流用されたのかなと考えていましたけれども、そういう理解でよろしかったでしょうか。

市川総務部長

実際に、それぞれの目ごとに計上されている予算については、やはりそれは年度末になってみないとわからないところは正直でございます。事務的な運用の話を上申し上げていただければ、最終的には項内の流用については、目間の流用についてお認めいただいておりますので、決算時点において、最終的にどの目から流用するのかを決めるという意味で、年度途中における流用伺いの時点では、暫定的に流用元の目を決めておいて、最終的な決算の段階で調整することはございます。

渡辺委員

私は決して、流用がよいとは思っていません。先ほど申し上げましたとおり、本来であれば、体制強化をするに当たって、さきの11月議会に補正を組んで、議会の議決を仰ぐべきだったと思っていますので、流用は私としては好ましくなかったと思いますが、制度上、認められていることですので、それはよいとかどうかは別ですが。

ただ今回、私としては課別説明書を見ますと、令和2年度2月補正予算課別説明書の総の5ページを見ますと、第2款総務費、第1項総務管理費、給与費分の補正額4,284万3,000円余が増額補正されているという記載を見させていただきました。単純に、この6,600万円を、この1月7日、8日時点で流用していなければ、ここにお金があれば、給与費の補正は必要なかったのではないですか。

市川総務部長

この後、議論いただく予定の総務委員会でも、資料を求められておまして、そこで担当課長から説明する予定でございましたけれども、今回のこの総務管理費のところに出ております給与費分の4,000万円余につきましては、流用の話とは別に、例年どおり、当初予算積算時における予想される現員現給と、実際に年度が始まって、今年度の年度途中の減員減給を比較しまして、さらには時間外手当など年度途中で変動するようなもの。こういったものなどを考慮した上で、機械的に算出しているものでございまして、その算出時点においては流用によって使われたことについては全く反映していない形になっております。あくまで別の何らかの形で、今回2月補正として、増額補正のお諮りをさせていただいております。

渡辺委員

いろんな組み立てはあると思いますが、私はキャッシュフローベースで、現金ベースで考えたときに、そこにあれば、補正は必要なかった。少なくとも6,600万円分はキャッシュフローベースであったのではなかろうかと私は考えま

す。流用伺いは、ほかのところから流用しているならともかく、今回の流用伺いの流用元は職員給与費ですから、職員給与費があるから、そこから総務費へ移しているという理論構成ですから、私としては総務部長がこういう結果で、別でやっているとおっしゃられても、私は影響があったとしか思えないです。私個人の考え方です。

そんなことも含める中で、そもそもこの時点で体制強化することも不適當だったと思いますし、もっと前に必要であればやって、そして、議会に対して補正予算というしっかりした形で、真正面から議会の議決を求めるべきだったと、私は考えております。

そして、今回のこの流用についても、繰り返しになりますけれども、私が1月18日に、業務は何ですかって伺ったときに答えていただけなかったという不誠実な答弁があったことで、私自身は、本当に、しかも管理も聞いていなかったです。こんなにしっかり、こんなに急いで、足立弁護士と協議をしても、金額の減少もできなかった中で、管理もしっかりとされているような答弁を教えていただけませんでしたので、管理体制に甚だ不満といいますか、申し上げたいところが多々ある中で、やはり、この6,000万円が果たして適正な支出かどうかについては、私は適正だとは言いきれないということを申し上げて、私の質問を終わります。

白壁委員

6,000万円のところですけど、16万円と書いてある。これは人数が書いてないから、よくわからない。多分、これが割ると、例の3人ということになってくると思う。だから、これはよくわからない。だけど、その後来している足立弁護士が5万円。これはわかっている。

私、調べてみました。知事が、妥当もしくは逆に言うと安価だという話だけれど、日本で最大級という、職員を入れて1,000人規模の弁護士事務所があって、そこの代表弁護士が、調べたところ5万円です。だから、この足立弁護士のところも1,000人クラスいるのかと思って調べてみたら、そんなにいない。決して安くはないと感じました。皆さんの前で公言されましたけれど、何ををもって安いのか。16万円よりは安いけれど、16万円は人数が書いていないから、その説明がよくわからないけれど、実際、調べたらそういう情報で、そう感じたので、その辺を伺いたいです。

保坂行政経営管理課長 まず16万円について、人数が書かれていないということで申しわけございません。これですけれども、当初4人ということで連絡がございまして、5万円が2人と3万円が2人、合わせて16万円というのが最初にあった連絡になりますので、16万円となっております。

白壁委員

それは全く聞いてないです。

保坂行政経営管理課長 済みません。それから、5万円につきまして、幾らというのは公になっているわけではなくて、弁護士さんの経験などによってございまして、時間制で5万円というのはパートナークラスでは妥当な範囲だと判断しております。

市川総務部長

若干、補足させていただきますけれども、足立弁護士は大手法律事務所のパートナー経験がございまして。その上で、今の法律事務所に移られているという経緯がございまして。大手ではないと言ったら失礼ですけれども、いわゆるネットで検索して、ヒットするような大手と言われているところはなかなか出てこなくて、それ以外のところでパートナークラスといったときに5万円ぐらいのものは出

てきます。大手の法律事務所のパートナークラスについては、私どもが調べた限りではそこは出てなかったの、そういったことから、少なくとも大手以外のパートナークラスよりは高いだろうということで、知事は言っていたと、私は近くにいた人間としては理解しているつもりでございます。

白壁委員 安いってことね。

市川総務部長 そうです。大手法律事務所のパートナークラスであれば、5万円以上であることはほぼ確実なので、公表されてないのでどこの事務所が幾らか、そこはなかなか言えないですけども、ただ、全体の相場を見てみれば、大手法律事務所のパートナークラスであれば5万円は必ず下らないということから、5万円で契約いただいたのはむしろ安いと答弁したと、私は理解しております。

白壁委員 委託型のパートナーの場合のやり方もあるだろうけれど、実際に確認してみたら、そういう金額が出たので、決して安くはないと思ったので、そういう話をしています。だから皆さんも、想像の範囲内で、パートナーが5万円だから、そのトップクラスとか、その弁護士事務所だと当然もっと高いだろうという想定のもとに言ったということだね。そういう言い方で、妥当か、もしくは逆に言うと安いですと言われると、一般に聞いている人たちは安いと思ってしまう。例えば、どういう根拠でこういうことを調べた結果、この5万円よりも実は高かったの、5万円の弁護士は安いですということが明確にあれば、ああいう言い方をしてもいいですが、ちょっと誤解を呼ぶのではないかと思いますので、こういうことはしっかりと表に出したほうがよいと思って、皆さんに御報告申し上げたところです。

飯島委員 資料要求をした立場から、質問させていただきます。

そもそも、この検証委員会も11月議会の延長も、第120号議案と第121号議案が提出されたことがこの議論のスタートですよ。その第120号、第121号の根拠となる提案理由。これは最も大事なところです。飯島さん、重箱の隅をつつくようなことを言って、みたいな人がいますけれど、これをまず認識しながら、皆さんに再度伺いたいと思います。

議論の中で、検証委員会を進めている中で、経過の中で、鈴木裁判長が提案理由を見て、そんなこと私、発言していないと、県に苦言を呈しました。事実です。そのことを取りやめて、もし鈴木裁判長がおっしゃっていることが本当であれば、この提案理由が否定されていることだから、県に過ちがあったのではないの。でも県は、過ちはないと言っている、ずっと。鈴木裁判長が間違っているのであれば、重大に抗議しなきゃいけない、県として。そういうことも私は伝えましたよね。そしたら県は、抗議に値しないと言った。総務部長は、もっとわかりやすい表現にすればよかったですと、再三答弁いただいたので、じゃあ、わかりやすい表現を出してくださいと。で、きょう、いただきました。

そういうわけで、この提案理由はわかりやすいということですが、内容は全く同じです。内容は同じだけれど、表現の仕方が違うという理解でよいですね。

市川総務部長 この提案理由のよりわかりやすい表現について、先日の答弁をもう一度申し上げさせていたいただきたいと思います。裁判長からの、裁判所は和解の手続きはしていないという御発言の趣旨としては、積極的な和解勧告という意味での和解の試みまではしていないという趣旨と、私どもとしては理解しております。そういったことから、訴訟代理人を被告として、裁判所からの和解勧告はされていない

というものの発言をさせていただいたところでございます。

今回の、もともと第120号議案、第121号議案に書いていた提案理由については、そういったことから、現実問題として、もともとの提案理由そのものが間違っていたということではなく、事実と異なるものを示したものではないということで、そこの考え方があった上で、私が先日申し上げたとおり、議員の皆様いろいろな御議論を考えますと、今こちらにありますように、「裁判手続において裁判官の関与のもとに和解に向けた協議があったので」としていれば、よりわかりやすいものになっていたのかなということございまして、その裁判長と訴訟代理人とのやりとりを踏まえて、これが、もともとの提案理由が間違っていて、このよりわかりやすい表現のほうが本来正しいものだといっている意味ではございませんので、ぜひそこは御理解いただきたいと思います。

飯島委員

この文章がわからないから、わかりやすい表現でお願いしますと言ったら、例えば、きょうは天気がいいから洗濯しましたと。それ、もっとわかりやすく、きょうはお天気で温度も高いし、午後も晴れるってことだから洗濯しましたと、いろいろ修飾語とか副詞が入ります。やはり、この提案理由は和解の試みがされた。裁判所が積極的にアクションを起こしています、どう見たって。これをわかりやすい表現でいうと、甲州弁で。「困ったじゃんね。裁判所が和解しろって言うさ。だから、和解することにするけど、いいけ」と。こういうことです。この資料のわかりやすい表現は、「裁判手続において裁判官の関与のもとに和解に向けた協議があったので」。こんなの当たり前でしょう。裁判官が入って、今やっているわけだから。しかも、これは「協議」となっています。最初の提案理由は、裁判所が主導で試みをしています。わかりやすい表現のほうは、裁判官もいました。こちら側もいました。和解に向けて協議があった。でも、結論が出ていない。最初の提案理由は結論が出ています。和解の試みをしろと。わかりやすい表現のほうは協議した。その後、だから、と続くんです。協議があつて、結論は出ていないけれど、県としては和解をすることとしたって。そうしないと文章としておかしいです。だから、この前の全員協議会でも、乙黒議員がおっしゃったように、最初の提案理由は、みんな誤解をする。その辺、どうですか。

市川総務部長

もちろん、和解は裁判所がかかわって進めたとしても、原告と被告が納得しないといけないということに加えて、私ども、地方公共団体の場合ですと、それについては議決が必要ですので、その時点ではまだ和解案という形になってございますので、もともとの提案理由もさまざまな和解案を議案として出す場合にも、恐らく同様の形になっておりますけれども、しっかり、そこは法律上、あるいは相手側の話の踏まえた上で、なされるべき和解案について、試みがなされていると理解しておりますので、そういう意味ではこの文章的には正しいのかなとは思っていますけれども。

飯島委員

では、総務部長は最初のこの和解案、提案理由は危ういと思っていたのですか。

市川総務部長

そこは思ってございませんでした。しっかり確認しながら、私のところに上がってきたときに、もう一回、しっかり、訴訟代理人にも確認してくれと言ったぐらいですから、そこは丁寧にやってきたつもりでございます。

飯島委員

確認したと、訴訟代理人と。代理人は誰ですか。

市川総務部長

現在、住民訴訟の訴訟代理人は足立弁護士でございます。

飯島委員

私、前も言いましたけど、これ、重大なエラーです。野球の試合でエラーして、どんまい、どんまいじゃない、これ。いろんな議員からも、何やっている、県はって。その足立弁護士からの情報で、こういう起案をしたと今、わかりました。しかし、裁判長から私は言っていないと。それに県は抗議もできない。私、よく読みました。そうしたら、こういうことです。よりわかりやすい表現の「裁判手続において裁判官の関与のもとに和解に向けた協議があった」これは事実です。事実。そのもとで、裁判所から民事訴訟法、提案理由を、第89条の規定により、和解の試みがなされたのでと、こう続けば、完璧な提案理由です。でも、試みがされてないから、本当は書けません、逆にここを採用しちゃったということなの。だから、よりわかりやすい表現が実際です。提案理由は間違っているんです。そういう訴訟代理人である足立弁護士の、優秀で実績もある方だけれど、これはエラーだと思いますけれど、それに対して、今まで何の指導もしてこなかったのでしょうか。どうですか。

市川総務部長

こちらについては、裁判長もこの協議の話はもちろん承知した上で、陪席裁判官に担当させるところまでやりとりがあるわけでございます。

繰り返しになりますけれども、この提案理由、もともと出していた提案理由そのものが誤っていたわけではないので、そういう意味では足立弁護士に指導するようなことは成り立たないかと思っております。

飯島委員

じゃあもう、かみ合わないというか、理解していただけないということでありますので、今までの検証委員会、あるいは今日の渡辺委員の質問もそう、やはり提案理由もそうですけれど、まず和解案ありきです。出発点が。どうしてもそう思えちゃう。和解案にとにかくこぎ着けようと、そういうのが全て見え隠れしています。違ったら言ってください。

向山委員

この県有地の問題の本論は、県有地の適正な価格は何か。また、貸付業務をどのように行っていくかだと思います。今、弁護士費用のほうに議論がいつてしまっていることは、私も残念に思います。本論は、この議会で、特別委員会で、話さなきゃいけないのは、県有地の適正な対価とそれに対する貸付業務、これだと思っています。なぜ、6,600万円の弁護士費用にいつてしまったかというのは、今、飯島委員がおっしゃったように、和解案の提案理由に対して、県は間違っていないと言っているけれども、裁判長に、それは間違っているじゃないかと指摘を受けたこと。これに対して、議会から、訴訟代理人弁護士への不信があったこと。そして、重大な関心事であるこの検証委員会について、これまでの議論の中でも、検証委員会が一番重要だと話をしてきたにもかかわらず、翌年になったら、調査業務委託費という形で、契約が結ばれていたこと。さらに、形が変わっていて、検証委員会も設置をされた。それに対して、議会に何も説明がないまま進められていたことが、本来問題になるべきではない6,600万円が今、問題になっていると私個人は考えています。

1月18日にこの委員会があつて、渡辺委員から質問があつたにもかかわらず、その部分について、答弁に漏れがあつたという説明もありましたけれども、その際に懇切丁寧に説明をする。あるいは12月25日の後でもよいし、1月8日の前にこの委員会、あるいは総務委員会に対して、支出根拠となるものの理由をしっかりと説明して、なぜ、これをしなければいけないのか、それを県当局がやってこなかったことが、一般的に見て、隠しているのか、何か言いたくないのではないかと問われてしまうようなきっかけをつくってしまったことは、大いに反省を

しなければいけないと思っています。

その上で、足立弁護士への調査業務委託費について質問をさせていただきます。極めて長大な歴史的経緯があることに加え、関係資料も膨大ということでしたので、森林環境部に関連の資料を出していただきました。この資料を見て、これまでも細田弁護士、あるいはその後の藤田弁護士、そして、澤野さんもかなり資料を読み込んだと言っていますけれども、足立弁護士に出して、ほかの弁護士に出さなかった資料は、この中にどの程度あるでしょうか。

小沢県有林課長 一件一件、個々に比較をしておりますので、今ここで、どの資料を出しているか。その違いをこの場でお答えすることができません。

向山委員 明確にこの資料という数字的なものを求めているわけではなくて、どれだけ、これまでの弁護士とは別で、足立弁護士でなければ解読できない資料がこれほどありますということを示すために、6,600万円の妥当性がここにあるってことを示すためにも、こういう資料が必要ということで、資料要求をさせていただきました。

そういった意味でいくと、この資料のどこが足立弁護士でなければ解読できないのか。足立弁護士でなければ、6,600万円をかけなければ、これができなかったという資料がどこにあるのか。一つ、事例でもいいので、こういう形で、そこは重要なものですよということを御説明いただきたいと思います。

小沢県有林課長 今回、リスト化したこの資料でございますけれども、足立弁護士が検証委員会での検証に必要なものということで要求されたものを掲載させていただいていますので、これ全て、今回、足立弁護士が解析するのに必要な資料と理解しています。

向山委員 足立弁護士に出していて、過去の弁護士の方には出していない資料はあるのですか、この中に。

小沢県有林課長 御質問の件につきましては、比較をしておりますので、今この場でお答えすることができません。

向山委員 長大で、膨大な量があると。それがこの6,600万円の根拠になっているわけです。これまでの弁護士にはできなくて、足立弁護士にはそれができるから、専門性のある、能力のある弁護士にしましょうと。過去の弁護士が能力ないとは言えないですけども、そういうことを根拠にして、この6,600万円を出していると。そうであれば、そういう意味でもこうしたものを整理して、なぜ足立弁護士でなければいけないのかを明確にする必要があると思います。では、この足立弁護士が要求した資料ですが、足立弁護士に出して、過去には出していない資料も存在はするということ認識で今、県はいるのでしょうか。

金子林務長 足立弁護士の分析の中で必要な資料提示を求められておりますので、その中には当然、これまで出していない資料。いわゆる、県が言われて探して出している資料も含まれていますので、従前の中では出していない資料もございます。

向山委員 少し、今、答弁がわかりにくかったです。これは実際に顧問弁護士を担当された弁護士との話ですけど、何が過去の弁護士にできなくて、足立弁護士でなければいけないのかを教えてほしいと言われて、私は答えられませんでした。そ

れを県当局として、しっかり明確にしてもらいたい。何で過去の弁護士にはできなくて、足立弁護士にできるのか。どこの部分の量が膨大なのか。そこをしっかりと明示していただければ、この6,600万円の妥当性の根拠にもなると思っています。そのことについて、もう少しわかりやすく、御答弁いただければと思います。

金子林務長

訴訟追行との関係がありますので、詳細は申し上げることはできませんが、少なくとも、昭和42年の時点で、県有地の造成が完了していたことや、昭和42年より前の土地使用について借地法が適用されていないという点。あるいは、別荘契約者に借地権を設定ないし販売することで、富士急行が相当の収益を得ている点。これまで注意が払われていなかった重要な論点が調査の中で出てきているということでございます。

向山委員

調査はわかります。もっと言えば、昭和42年の話、契約の部分も澤野先生の部分を見れば、出てきているものもあるので、澤野先生はあれだけ自信を持って、かなり僕は読み込んでやったという自負もあるとおっしゃっていました。細田弁護士が来たときも、恐らくどの弁護士よりもこの恩賜林の歴史について、また資料について、僕は読み込んで知っているはずだとおっしゃっていました。そうであるにもかかわらず、足立弁護士を選んだことは、それまでの蓄積や読み込み、あるいは能力、それを上回るものがあるからこそ、6,600万円もかけて、山梨県のためにぜひ働いてくださいということになると思います。今の成果の部分はあくまで今の部分であって、どうして、その調査業務をお願いするときにこれだけのものが必要という、その根拠をしっかりと明示してもらえば、県民の皆さんにもわかりやすく、御理解をいただけたと思いますけれども、そこについての御説明をもう一度、お願いします。

市川総務部長

調査委託業務にもかかわってきますので、先ほど、林務長から申し上げた答弁は、今後の訴訟追行上の話もあるので、なかなか言いづらいところではあります。ただ、それは、今まで県として、この県有地問題を県民の皆様にもしっかりと理解していただくために重要な論点として、それほどまで注意が払われてこなかったということございましたけれども、今回、調査業務を通じて、現実にはここは非常に重要な論点であるという指摘をいただきました。そのため、裁判とかかわりますけれども、むしろ積極的に示したほうがいだろうということで、答弁の中にも盛り込ませていただきました。

こういった法的な整理が、調査委託業務を私どもが足立弁護士にお願いしたときに、まさに求めていた高度な法的な運用解釈、事実調査、そういったところが少しずつ、というか、だんだんとそういった成果が出てきているかなと理解しておりますので、そこは調査委託業務をする際の判断としては間違っていなかったというか、それを裏づけるものということで、何とか県民の皆さんには御理解いただけるのではないかと。そういう意味で、林務長は答弁したと思っていますし、私ども調査を発注した側としても思っています。

向山委員

わかりました。新しい重要な論点が出てきたところは十分承知をしています。ただ、その上で、これまでの説明の中で、極めて長大な歴史的経緯があることに加えて、関係資料も膨大だから6,600万円支払いますというお答えをいただいていたので、どれだけの資料があつて、じゃあ今までの弁護士とどれだけ読み込みの量が違うのかということで、御質問をさせていただいています。

これをこの前、写真でということをおっしゃっていただきましたけれど、県民の皆

さんにとっては、やはり一般感覚からして6,600万円は高いです。このことを真摯に受けとめて、これだけの業務量があるわけだから、6,600万円は仕方ないですというのを、丁寧に、丁寧に県民に理解をしてもらう。また、県議会に理解をしてもらうことが、この調査業務委託費、弁護士費用に理解をいただく第一歩だと思いますので、今御答弁いただけなかった、課長もまだ整理されてない部分があると思いますが、過去の弁護士と何が違うのかをぜひ、明確にご答弁もしくは資料等で示していただけるなら、そこはお示ししたいと思っています。

その上で、資料要求5でも示させていただきましたが、これまでの弁護士費用の支払い方法から変更しています。これは、私が聞いている話では、この中には盛り込んでいただけませんでした。住民訴訟の性格を考えると、この弁護士費用が幾らでも膨大になってしまうから、顧問契約という形で、これまで県として行ってきたと。それがここにきて足立弁護士にかわって、この住民訴訟だけはこの契約に変わります。変更。これまでの内容をもし変更するであれば、よい悪いは別として、しっかりと議会にそれを説明するのが筋だと思います。それが正しいかどうかを御判断願う。それはあくまで内部的なものではなくて、特に県有地問題など大きな関心事が寄せられているものに対して、これまでの弁護士報酬の支払い方、また、これからのやり方を変えるのであれば、その時点でしっかり説明をするべきじゃなかったかなと。

それがなかったから、この弁護士報酬の6,600万円の部分にもつながってきているし、先ほどのタイムチャージ制もそうですけれども、タイムチャージを過去に適用したことがあるのかと。適用したことがなく、初めてであれば、タイムチャージをしてこれだけかかってしまうから、議会の皆さん、御理解くださいということをお説明するのが基本的な順序だし、丁寧な説明だと私は考えます。

そうした意味でいくと、タイムチャージはこれまで採用されたことは過去に何回ありますでしょうか。

保坂行政経営管理課長 タイムチャージを採用したことは今までないと思います。

向山委員

タイムチャージを採用するに至る、あるいはこの6,600万の契約に至る、これについては先ほど、渡辺委員からもありましたけれども、1月18日の委員会でも御説明はなかったと。資料要求があって、1月25日の資料で、私たちは6,600万円の支出があることを初めて知りました。

もっと残念だと思ったのは、1月18日に委員会を開いているにもかかわらず、3日後の1月21日に全額支払われていると。何でそこで言っただけなかったのかなと。何で理解をしてもらうように、せっかくこの議会があるのに、私なんか若輩が言うものではないです。諸先輩方がいて、丁寧に説明をしたほうが絶対理解してもらえて、こんな懸念を持つことがなかったのに、何でそれができなかったのか、本当に残念でならないです。

このタイムチャージ制、あるいは6,600万円の支出はどこで御説明をする予定だったのか。また、説明する予定はなかったのでしょうか。

市川総務部長

冒頭でも御指摘いただきましたので、この点に関してはもう今となってはただただ、深くおわびを申し上げるしかありません。議会に対して、この特別委員会が開催されている中であって、特別委員会の関心事項であります、この調査業務委託に関しまして、渡辺委員の御質問の際にお答えしなかったということで、後になって、このようにさまざまな御指摘をいただくことになったわけでございます。その点については本当に至らないところが多くて、申しわけなく思っているところでございまして、しっかりとこういったものについては御説明すべきであ

ったと、おわび申し上げたいと思います。申しわけございません。

向山委員

真摯に総務部長から御答弁いただけたと思います。その上で、やはり、この6,600万円については県民の方に対して、丁寧に、丁寧に説明をする必要があると思いますし、この費用対効果の検証は、乙黒議員の再質問の中にあっただけだと思いますが、やはり成果物である報告書に基づいて、6,600万円が適正かどうかについて、最後に判断されるべきものだと思っています。

もっと言うと、この契約書を読ませていただくと、第13条にそれが明確に書かれていて、それは仕様書にあるとおりの言葉の中にもあったかと思いますが、実際にはこの6,600万円が支払えるかどうか。議会として、そこを判断できるのは、その報告書が出てからでないと判断できないと個人的には思っています。

この概算払い自体も第14条の例外的ケースだと理解していますし、このレアケースを適用するに至っても、やはり、しっかりとした説明が必要だったと今となっては思っています。

先ほど、渡辺委員からもありましたが、結果的に一般管理費で支出をして、人事のお金の給与費から流用した形になっていて、直接的には関係なくても、やはり、その総額の中から引いてしまって、今回の補正が必要になってしまったのではないかという議論があるのは、実際そういう議論があります。そういうことを考えれば、この6,600万円は丁寧に説明をするとともに、議会としては、その内容について、それは本当に妥当性があるのか、慎重に審議をしなければいけないと思っています。

けさの新聞報道では、動議という話も出ていましたけれども、私は総務委員会ではないので、軽々にはお話しできませんが、そのことについて、議会として、この6,600万円が本当に認められてよいのか。それは総務委員会の中で、あるいは本会議の中で議員の皆さんがしっかり議論を闘わせて、その上で、支出が必要かどうか、成果物を見て、判断をすることが一番適切ではないかと私自身は思っています。

そうしたことも踏まえて、これからいろんな訴訟、あるいは当初予算の中にも含んでありますけれども、2億円の訴訟費が入っているなど、これまでと違う新しい予算のつけ方や、訴訟のあり方について進めていく上では、36人の議員の皆さんにしっかりと理解をいただいて、その理解をいただくことが県民の理解にも絶対つながっていくと思いますので、丁寧に、丁寧に答弁をして、議会側も、それが何で必要かを一人一人が理解をして、県民の皆さんに説明をしていくことが、本論に戻ったときの県有地の適正な対価とは何かには必ずつながってくると思いますので、そこを最後、お願いをして、質問を閉じたいと思います。

加えて、済みません。私の答弁に対する知事の、本当にぶれずに、この件に正當に立ち向かう姿勢をひしひしと感じていますので、それについて、議会も一緒にタッグを組んでやっていくためには、この特別委員会の議論をしっかりと、ともに、前に進めていかなければいけないと個人的に思っています。知事のその考え方、あるいはいろんな県有地の考え方も一緒に前に進めていくために、県有地のこの議論。いろんな資料要求もありますけれども、また県当局もいろんな場面でほかの部局も含めて、話を進めていくためには期間延長も含めて、今定例会になっていると思いますけれども、そこはしっかりと延ばした中で、この特別委員会の議論も前に進めていくことを私個人はそう思っていますので、そこは最後、委員長にお願いして、終わりたいと思います。

浅川委員

今の向山議員の発言の中に、この特別委員会の延長と聞き取れましたが、和解

案の部分が取り下げられて、今議会中って決められているはずですが。今ここまできて、原告と県は訴訟を起こして、裁判に入る。それから、3月1日の新聞によると、県と富士急が訴訟を起こす。これ以上、我々がここから進んでいく必要があるのかどうか。委員長、これは、今までのように、資料要求、資料要求でいくと、いつまでたっても着地点が見えないし、この辺は委員長、副委員長等々とも相談をしながら進めないと、一方的に、要するに資料要求、資料要求で進んでいくのは、私はいかがかなと思っております。

今までずっと発言も聞いておりました。しかし、けさの新聞によると、私は総務委員会のことは知りませんが、裁判費用のことも議論が出ているようで、委員会の中でも、きょう、この後、しっかり議論がなされるような話も聞いておりますので、そういうことも踏まえて、これからいろいろな形の中では司法の手に委ねるのが我々、議会であっていいじゃないかと思っております。素晴らしい発言も聞きましたけど、最後に知事とともにという話をしましたが、一貫した姿勢を貫いていただきたいと思います。

小越委員

資料のことで話を聞きたいと思います。私は裁判続行になったことをもって、これで方向性が出たかと思って、半分安堵しておりましたら、この6,600万円が出てきて、非常に驚いております。6,600万円、2億円というこの数字が出たところで、県民の方々から、どうなっているのかと。どうしてこんな金が出てきたのかと。私たちの感覚と違う。そして、安いというあの言葉に県民の皆さん、とても衝撃を受けております。県はどうしてこういうことをしてきたのか、改めてこのことを聞きたいですけど、まず、6,600万円が出たときに、県の出納局も含めて、お伺いをしたり、職員の皆さんから、6,600万円について、高いとか、安いとか、これはだめだとか、誰もそういう意見が出なかったのですか。これ出していい、おかしいじゃないかとか、ちょっとやめといたほうがいいのか、そういう話は誰も話がなかったのですか。

市川総務部長

私自身が交渉に当たってございますので、答弁申し上げますけれども、先ほど、資料の中でもありましたように、その経緯としては、渡辺議員から御指摘がありましたけれども、少しでも低廉な価格での契約を結ぶとした場合には結びたいので、そのようにお願いしますとした上で、相手側であります足立弁護士から、約6,000万円という話がありました。私としては、この金額を前提に進めてくれと1月4日の時点で指示しておりますので、私ども総務部の立場としては、その方針に沿って、各職員が対応してくれたと認識してございます。

小越委員

いくらその年末年始で忙しいとしても、この厳しい財政状況の中で、財政課も含めて、この多額のお金でやってよって、多くの県職員も県民も含めて、えっと思いませんか。みんながみんな、知事が言ったから、総務部長が判こを押すのではなくて、こんな大事な問題を、議論の中で複数の目を見て、これは本当によいのか、そう思わなかった。誰も意見を言わなかったこと自体が、県庁というところはどういうところなのかと思ってしまいます。

それで、私が心配なのがもう一つ、検証委員会です。先ほどいただいた向山議員からの資料4にある検証委員会です。和解案に示されている検証委員会、そして、住民訴訟に係る検証委員会の違いについてでありますけれども、私、何度聞いてもわかりません。この検証委員会と、この調査業務委託6,600万円と9,800円が何をどこが違うのか、全くわからない。この6,600万円を指示するときには、訴訟を継続する場合、2月11日の準備書面を提出することになることからなりますと、2月12日はもう終わっているわけです。もう準備

書面は出した。だったら、これをもって終わりじゃないですか。

市川総務部長 済みません。訴訟迫行上の話がありますので、2月12日に提出しました準備書面の内容にもかかわることでございますので、コメントを差し控えたいと思います。

小越委員 訴訟遂行のための調査業務委託と言いながら、もう一個、係争中の住民訴訟の被告たる県としてということで、今後の県の主張、立証を補充することを第一の目的に設置。これが検証委員会だと。これ9,800円のほうですよ。けど、同じことをこの調査業務委託6,600万円でやっています。だから、二重、三重の支払いだと言っているんです。二重、三重の支払いではないと言っていますが、やっていることは同じでしょう。この調査業務委託で、今後、どうやったら勝つかどうか。この膨大な長大な資料をもってやると。それをもって、今後の県の主張、立証を補充することを目的に検証委員会をすると。同じ人が調査をして、同じ人がそれでいいかどうか、それ、検証委員会って言えますか。だから、二重、三重に顧問契約のほかに6,600万円と9,800円と。だったら、9,800円の検証委員会だけで済むのではありませんか。それか、検証委員会をもっと別の人がやるとか。どうして同じ人がやるのか。どうしても理解できませんが、この検証委員会は何をするのですか。

市川総務部長 検証委員会の日当9,800円につきましては、他の附属機関と同様の単価設定とさせていただいております。通常は県が開催します会議については、イメージで恐縮ですけれども、附属機関にかかわらず、さまざまな外部の方から御議論いただくことはございます。その際、1日当たり御出席いただいていることと、その背景に、今回の件でいうと、それにとどまらず、膨大な検証のための調査がありますので、それはあくまでも検証のための調査と検証委員会での日当というのは別途、お支払いしているということとなっております。

検証委員会の方々と同じということでございますけれども、先ほど申し上げた今の検証委員会の目的から考えますと、訴訟を継続していく上で合理的に考えれば、訴訟代理人弁護士ですとか、紛争解決を専門とする弁護士の方々に検証委員会の委員を担わせるということについては自然な判断かと考えてございます。

小越委員 資料4のところに、加えて、未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方を提言とありますけれども、これは具体的にどんなことを指すのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方につきましては、調査業務委託の仕様書にも書かれていますけれども、令和3年度の賃料改定に向けた不動産鑑定に当たっての考え方の整理。鑑定を踏まえた請求の法的妥当性。過去の課題を踏まえた適正な事務処理のあり方。こういうことを調査していただくことになっております。

小越委員 私、この問題について、本会議で県有林課長に、県の責任はどうするのか質問しました。普通、不適切な賃料でしたとなりましたら、不適切な賃料を提示したのは県ですから、よく間違えて、課税をしてしまったときに申しわけありませんでしたと頭を下げるのは県のほうです。県のほうの申しわけありません。不適切な賃料を提案してしまいました、申しわけありませんということは一つもなく、富士急が悪いというだけで、そのことで県の責任についてどうするのですか。こうした間違いが起きてしまったとき、どうするのかと聞いたら、間違えの原因、

制度等につきましても、検証委員会の中で検証していただくことにしております。つまり、足立弁護士初め、この9,800円の検証委員会で県の責任、それから今後のあり方を提案するということですよね。林務長。

金子林務長 現在、どうしてこうした間違いが起こってしまったのかということも含めて、検証委員会で検証していただいているところでございます。

小越委員 それは乙黒さんも言っていました、第三者的なもので、準司法的なものと言ったのではないですか。それとこれと一緒にいるでしょう。同じ、足立弁護士がこんなことやっているのではなくて、もっと別の立場の人から、どうしてこうなったのか。第三者的な検証委員会であればよいけれど、いろんな立場の方が来て、いろんな弁護士さんが来るかもしれませんけれど、そういう本当の検証委員会はつukらないのですか。県の責任はどうだったのかということ、この9,800円の足立弁護士がやっている検証委員会で全部やってもらおうと、利害関係の人がやることになりませんか。もっと別の検証委員会をつukらないのですか。

市川総務部長 乙黒議員の御質問の中にもあったと思いますけれども、今、訴訟が継続することとなっておりますので、まさに多くの議員の皆様が主張されていたように、裁判の中で結論が見出されるということで、私どもとしては考えてございます。原告、あるいは被告、そして、さらには補助参加人からも独立した裁判所が最終的には判断することになっていくと思っております。

そういった中で、私どもとしては、被告の立場から裁判所からさまざまな主張を求められておりますので、その主張を補充するに当たって、みずから県の中に検証委員会を設置して、検証をしていただくというたてつけになってございます。

小越委員 もう一つの検証委員会をつukる気がないと思うと、非常に心配です。第三者的な準司法的なことで、裁判の結果を見てと言うのであれば、裁判の結果を見てから富士急さんに言えばいいのに、これは違法無効でございます。何で県がそういうことが言えるのですか。裁判でやっているのだったら、裁判の結果を見てからやるっていうのに今、裁判で公平公正といったって、裁判の結果を待たずに勝手にやっているじゃないですか。私、そこがどうしてもわかりません。だから、本当の第三者的な検証委員会を設置するのが当然ですし、9,800円の人と6,600万円の人が同じことをやっている今の状況は、やはり二重支払いだし、自作自演でやっていると思います。

もう時間がないので言いませんが、私は、何が目的でこれを行っているのか、だんだんわからなくなってきました。裁判でやりましようとなりました。裁判で適正賃料が何かやりましよう。そしたら突然、6,600万円、2億円が出てきて、お金がどんどん膨らんでいく。今度、富士急さんから訴えられて、タイムチャージになり、費用の考えから2%でいくとお金がどんどん積まれていく。住民訴訟がどんどん出されたときに、100億円、200億円の住民訴訟が出されたら、2%で払っていくのか。成功報酬を4%払うのか。そしたら、住民訴訟はやめようという世論をつukらせるのか。それはまずいと思います。何のためにこのことが始まってきたのか。

足立弁護士1人だけに任せていることが私は心配です。藤田弁護士と足立弁護士が何で一緒にやっているのかと聞いたときに、藤田弁護士がやっている。なぜ、足立弁護士が入ったのかと聞いたら、総務部長は弁護を補強するためと言いました。だけど、今は1人しかやっていない。足立弁護士1人が全部、こんな大変な問題で難解な問題を、普通こういう難解な問題は弁護団をつukってやりますよね。

普通の裁判だと、弁護団の複数の目でどうしたらいいかを考える。だけど、足立弁護士1人の判断でどんどんやってくことにとても心配です。

だから、私はこの目的が何か、だんだんわからなくなって、足立弁護士1人ではなく、本当に裁判へ向けて体制を強化するのであれば、もっと違う人を入れてやるとか。そういうことは考えないのですか。

市川総務部長

今後の訴訟体制についてはさまざまなことが想定されるので、今の時点で確たることは申し上げられません。ただ、検証委員会、今まさに訴訟のためにやっているわけですが、その検証委員会については足立弁護士に加えて、あと2人の紛争解決を専門とする弁護士を入れて、複数の目で御議論いただいて、進められているところでございます。

先ほど、御質問の冒頭に、判決が決まってから、富士急行株式会社との関係を整理するなりというようなお話ございましたけれども、そこは先日の金子林務長の答弁にもありましたけれども、やはり、住民訴訟に真摯に向き合う中で、県みずからが過ちを発見したという段階において、そこをしっかりと判決が出るまで認めないのではなく、みずからが誤りを認めた段階で、それを前提に物事を対処していかないと、裁判で白黒けりがつくまで、県としては過ちを認めないことにもなってしまいますので、そこはなかなか県民の皆様から御理解いただけないのかなと思っているところでございます。

小越委員

裁判をやっている最中なのに、こうやって富士急に訴えることが県民からするとわかりません。裁判に任せてやりましょうと言っているのに、裁判している最中に。それで、議会でこうやって論議をして、わからないことを追及しているのに、いきなり富士急さんにもう契約を結びませんっていうこと自体が、私は県民の理解が得られないと思います。

土橋副委員長

今、浅川委員から副委員長ということで名前が出てきましたから、私も一言、言わせていただきたいと思えます。

いろんな意味で、先ほど浅川委員が言ったとおり、今、裁判が始まっています。裁判に委ねることが一番大事なことであって、先にこういうことをやっても、裁判の結果がどうなるかわからないのに、その後でもう一回やってもよい気がするのと、副委員長と言われても、先日、知事も足立弁護士も含めて、向山委員の発言に対して訴訟問題とか、そういう話も出ましたけれど、この委員会の中で出た話ですから、この委員会として、どうしたらよいのかとか、そういうことに関しても、委員長という立場の中で、副委員長の私にも一言ぐらい、どういう返事をしたらいいのか、擁護するべきなのか、これはちょっと言い過ぎたから謝れって言ったほうがよいのかとか、そういう相談もあってもしかるべきかと。

向山議員を100パーセント擁護するのであれば、委員会の中で、委員の発言として、私はこういう趣旨で言ったということを言っていますけれど、それを委員会の中で言ったとしたら、我々委員に対しても責任はあると思います。我々に対しても責任があるとしたら、本当に責任をとろうということであれば、委員長からの相談とか、そういうことがあってもしかるべきだと思いますが、そういうものも一切、全くないです。そういう状態でやっていることに対して、私も多少は不満を持っていたり、そういうことありました。今回の委員会は、県有地はここだけではなくて、いろんなところがあるからって、そういう話も時折出てきますが、とりあえず、今回裁判をやっているその結論が出てこなければ、我々が結論を出すわけにはいかない状態だと思いますから、私は、これで打ち切ったほうがよいと浅川委員と同じ意見を持っています。

浅川委員 土橋副委員長が言うように、マスコミ等によると、委員長は議事録を見ないとどうとかこうとかという話をして、それはマスコミにしたわけであって、この冒頭にも、我々に何の話もないというのはちょっとこれ、おかしい。しっかり、見直してくれ。

皆川委員長 それじゃあ、今、提出資料に関する質疑を継続していますが、ほかにこの提出資料に関する質疑はありませんか。
それでは、先ほど、渡辺委員から資料要求のありました資料6,600万円の支出証拠書類につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 お願いいたします。先ほどの過去の弁護士がなぜ違うかという話ですが、これ、向山委員からも質問がありましたけれど、答えられますか。

小沢県有林課長 訴訟追行上の支障となるため、具体的な内容につきましてはお示しすることができません。このため、委員要望の過去に提出した資料との違いについて、申し上げることができません。従って、要求のあった資料をお示しすることは、大変申しわけないですけれども、できません。

向山委員 具体的な資料自体を明示する必要はないと思っています。要は量の問題ってことですよね、説明いただいているのは。長大な歴史的に経緯があることに加え、関係資料も膨大だと。膨大というのが、今までとどこが違う膨大なのかは、明確にこの資料というのは訴訟に関連することだと思しますので、その資料リストを出す必要は全くなくて、この部分が増えているっていうのをしっかり明示してもらえれば、県民の皆さんにわかりやすいと思います。そうした意味で、この6,600万円が適正な対価かと言うと別ですが、適正な対価で支払われているという費用対効果を見せる意味でも、訴訟にかかわるものは全く求めていませんので、そうした部分のわかりやすい説明だけ、いただければと思います。

小沢県有林課長 先ほど、お話ししましたように、訴訟追行の支障となります。具体的に過去に提出した資料との違いをお示しすることはできません。

皆川委員長 以上で、提出資料にかかわる質疑を終了いたします。
次に、付託案件に関する質疑に入りますけど、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

皆川委員長 これをもって、一旦質疑を打ち切りますけれど、執行部は一応、ここで退席をお願いします。

(執行部退席)

皆川委員長 申し上げます。
本委員会の調査期限は、令和3年2月定例会最終日までとされているところがあります。先ほど、浅川委員、向山委員から調査期限の延期について意見がありました。これについて、御意見を伺いたいと思います。いかがいたしましょうか。

さまざまな意見がありますので、委員長として、各委員に御意見を伺いたいと思います。

まず、浅川委員から。

浅川委員 先ほども述べましたように、広い県有地って、白壁議員が言っていましたけれど、これは検討委員会がまさしく立ち上がっていますので、それを踏まえながら、各セクションで検討するなりしていけばよいと、私は思っております。これは、和解案についての部分ですから、これは閉会時までにはぜひ締めてください。

河西委員 富士急だけの検証委員会、これからまだまだ、ほかにも県有地問題があると思いますから、私は継続してやってもらいたい。

白壁委員 全く私も同感でありますけど、ただ、この関係はもう少し、執行部側が丁寧に説明してくれていたなら、隠蔽体質でなければ、こういったものは要らないのかもしれない。だけど、質問しなきゃ、次の答えが返ってこない。資料要求しなければ、こうやって返ってこない。あれはどうだって言ったら、ありませんって言って、次にやったらまた出てくるって。この委員会がないと、資料が出てこない。つまり、また隠蔽体質に戻ってしまって、闇の中で全部終わってしまうと。これはまずいと思うから、ぜひ継続してもらいたいと思う。

猪股委員 先ほどから、委員のほうから話が出ていますから、私の個人的な見解は、この委員会に傍聴さんがこれだけ参加してくれているってことは、かなり関心の高い問題だと思います。それで言いたいのは、県で検証委員会を設置していますけれど、議会として、どこで、その連携をもって、つなぎをとっていかってことが、このまま裁判の結果が出るのも先だと思いますし、それまでの過程でも検証すべきものは議会でもすべきだと思いますから、継続を願います。延長か。

渡辺委員 各委員のお話にもありましたとおり、本委員会が設置されたのはそもそも、県有地全体に関する調査及び検証特別委員会でありまして、まだまだ本来、この委員会がやるべき現況か、素地か、適正な対価とは一体どういう考え方で出していくのか。県有地全体に及ぶことを検証調査していかなければならない。県もその答えをまだ見出してない。やはり、質疑の中でも思いますし、先ほど、白壁委員がおっしゃったように、丁寧な説明をいただけたとは私は思っておりません。

ですから、もちろん司法の手に委ね、そして、それを見守ることも大事ですが、それ以外のところも含めて全て、この特別委員会がしっかりとやっていかなければならない上に、執行部は、県有地の考え方はしっかりと準備書面が成果物だと。準備書面に考え方を合わせるっていうのがありますので、訴訟の行方もしっかりと確認しながら、全体的にこの委員会を継続して、議会としてのチェック機能を果たしていくべきだと考えますので、継続でお願いいたします。

向山委員 済みません。ありがとうございます。

先ほど、浅川委員のお話もお伺いしましたが、私も先ほど、お話ししたように、そもそも一期生で、私がこの委員会に入るような場ではないのかもしれないですが、この委員会を通じて、澤野鑑定士の鑑定結果も、この委員会でなければ、もしかしたら出てこなかったかもしれないですし、6,600万円の支出、また、業務調査委託契約も、ことしの決算特別委員会まで、もしかしたら出てこなかった内容かもしれないと思っています。

そうしたことも考えると、県有地全体を考えたときに、知事も思いを持って、

立ち進んでいる中で、県と議会が県有地問題について、一緒に取り組んでいきましょうということも、知事も方針としておっしゃっていただいている中で、議会として何ができるかを考えたときに、議会の立場で、しっかり、議会基本条例にもある是々非々の姿勢をしっかり持った上で取り組むことが一番県民のためになるのではないかと私みたいな若輩の身ですけれども思っておりますので、継続が最適ではないかと考えております。

土橋副委員長 私は先ほど言ったように、この委員会ができたときには、本当のことを言うと、ほかの県有地の話までとは思っていませんでした。第120号議案、第121号議案の和解案に対しての検証委員会だと思っていました。ある日突然、キープ協会とか、そっちまであったのか、みたいに話がいつているわけですけど、現状は、ほとんど富士急の話だけ。ほかの話は全く出ていません。富士急の話に対しては今、裁判をやっている最中で、我々がここでいろんな話をしても、裁判の結果がどうなるか。それを見てからでもいいじゃないかと。

それで、現場には行きました。確かにスキー場だとか、そういうところへは行ったけれど、それはまたその後の話であって、それだったら、また新たに始めればよいことであって、今の委員会はほとんど富士急以外の話は出ていませんから、とりあえず、裁判結果を待ってからでもいいじゃないかな。

それと、浅川議員が言ったように、今議会までという話だったから、とりあえず今議会までを私は望んでおります。

飯島委員 昨年の暮れから、この検証委員会が始まったおかげで、さまざまな問題が明らかになりました。山日新聞にも県議会のあるべき姿が欠落しているじゃないかと、こういう評価もいただきました。県民からもそういう話をいただいています。

先ほど、向山委員もおっしゃいましたが、長崎知事も県の案件は県と議会が一緒になって、人任せではなくて解決すべきだと、再三言っています。幅広い議論ができて、いろんな参考人の話を聞きました。私は今後ともここでやめると、尻切れトンボになってしまう。継続すべきだと思います。

小越委員 継続するべきだと思います。ここをつくるときに和解案の前にここを設置すること、たしか、私の記憶でいきますと、県有地に関する検証ということでこの委員会は設置されて、その後、和解案が出てきたと私は認識しております。富士急だけじゃないかって言いますが、富士急の話はまだ終わっておりません。裁判でやるって言いますが、裁判している最中に県がそういうことをしてきましたし、突然の、この6,600万円のことについても、部局横断的にやらないと、わからないこともいっぱいあります。県民の関心も高いですし、今後の山梨県政をどうするかという大きな話ですので、やはり集中して、特別委員会でさまざまな意見も含めて、論議することを継続すべきだと思います。

皆川委員長 ただいま、両方の意見がありました。調査延期すべきという意見と延期すべきでないという意見がありましたけど、これで決を採りたいと思います。

延期すべきに賛成の方。

浅川委員 今、8対2です。これ、毎回毎回、これだけの議員の皆さんが傍聴に来ていることは、もう一回、委員会を違う形でやるのであれば、公正に立ち上げたほうがよいと思います。

皆川委員長 それは本会議でやればよいね。

それでは、先ほどの決をとりたいと思います。延期に賛成の方の起立をお願いいたします。延長に賛成の方。

(「起立する者」あり)

- 皆川委員長 延長多数であります。ありがとうございました。
さまざまな意見がありまして、それでは調査期限については県有地の貸付に関する調査及び検証は終了するまでとし、閉会中もなお、継続して調査及び検証するものとし、議長宛てに当委員会からの要求書として提出したいと思います。これについて、採決いたしますが、これでいいですか。これについて、御意見ありませんか。
- 浅川委員 今、私が一言言ったことを議長にも伝えてください。
- 皆川委員長 わかりました。
要求書を提出することに賛成していただきたいと思います。
それでは、議長宛てに提出することとし、提出については委員長に御一任願います。御了承願います。
以上で本日の予定は全て終了しました。
- 浅川委員 先ほど話しかけたけれど、足立弁護士と知事が議長を通じて、委員長に、委員会としての向山発言に対する意見を申し上げたようで、私はたまたま、要するに委員長が議事録を全部読んでないからわからないという発言をしましたけれど、私は個人的に2回ほど委員長に対しても、このことどうするのかって話をしましたけど、何のお答えもございません。ぜひ、この場でそういったことも議論の上に挙げていただきたいと思います。
- 皆川委員長 ただいまの意見ですけど、こういう訴訟に非常に絡んで、ある意味、向山議員は名誉棄損で訴えるというような話ですので、そういう重要な訴訟のもとになるような議論でありますので、ここは慎重に、議事録がきちんとできてから、それを見て、しっかり、委員長としての意見を言わせていただきたい。軽々に言うと、大変な裁判の証拠みたいになってしまうので、それだけは承知していただきたいと思います。
- その他 本件に関する今後の審査日程等の決定は委員長に一任された。

以上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖